

NTT東西の加入電話等の料金に係る現状等について

平成24年5月22日
総務省総合通信基盤局
料金サービス課

■電気通信分野における料金規制の考え方

- 総務省は、昭和60年の電電公社民営化・電気通信事業への参入自由化以降、競争原理の導入により市場メカニズムを通じた料金の低廉化やサービスの向上を図ってきており、電気通信サービスの利用者料金は、原則として、事業者が自由に設定可能
- ただし、NTT東西の加入電話等の競争の進展が不十分である分野においては、市場メカニズムを補完することが必要となるが、その場合に、事業者に経営効率化を進めるインセンティブを賦与することにより、料金の低廉化を促している
- インセンティブを賦与する方式として、コストキャップ方式（総括原価方式に基づき算定された個別料金の上限を規制）とプライスカップ方式（対象サービス区分内の料金水準の上限を規制）とが考えられるところ、電気通信分野においては事業者が柔軟かつ機動的な料金設定を可能とし、サービスの多様化を促進するという観点から、プライスカップ方式を採用

■プライスカップ制度の概要

- プライスカップ制度は、料金水準の上限（基準料金指数）を定め、実質的な料金の低廉化を図ることにより利用者利益を確保しつつ、基準料金水準以下であれば、個々の料金は事業者が届出のみで自由に料金設定してよいこととして、事業者に経営効率化インセンティブを賦与するもの
- これにより、規制当局は料金改定毎に原価を厳密に査定する必要がなく、規制コストの低減化も図られている
- プライスカップ制度の対象役務は、NTT東西の加入電話・ISDN・公衆電話
- 基準料金指数は毎年NTT東西に通知。基準料金指数の設定に当たっては、3年ごとに合理的な将来原価の予測に基づく生産性向上見込率（X値）を設定

$$\text{基準料金指数} = \text{前期の基準料金指数} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - \text{生産性向上見込率} + \text{外生的要因})$$

現状

- インセンティブを賦与するプライスカップ制度においては、基準料金指数を超えない範囲であれば事業者は経営判断により届出のみで個々の料金の設定や変更が可能であるため、総務省が個々の料金について決定（認可）や、原価の査定を行うものではない。
- ただし、基準料金指数を設定する際に必要となる生産性向上見込率については3年ごとに見直しを行った上、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問している。
- 同審議会（電気通信事業部会）の構成員には、消費者団体の代表者が含まれている。議事概要や資料が原則公開されているほか、パブリックコメントが実施されており、消費者は意見を提出することができる。
- また、電気通信事業法上、NTT東西は、電気通信事業会計を整理し、電気通信役務別の収支の状況について、公表することが義務づけられている。
- なお、基準料金指数の設定の際は、物価問題に関する関係閣僚会議に付議することとされている。（平成23年3月 物価担当官会議申合せ）

今後の取り組み

- ☞ プライスカップ制度の運用にあたって、引き続き、決定過程の透明性や消費者参画の機会等の確保に努めていく